

太田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第40号

太田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部
を改正する規則

太田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成27年太田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「法第115条の22第1項の規定による指定若しくは法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による指定の更新」を「前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新」に改め、「法第115条の25」を「法第115条の25各項」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。